

西都計発第 48-1 号
平成 30 年 11 月 2 日
(2018 年)

西宮市都市計画審議会
会長 角野 幸博 様

西宮市長 石井 登志郎



阪神間都市計画地区計画の変更（西宮市決定）について【付議】
（中央運動公園）

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

議案第 1 号

阪神間都市計画公園の変更（西宮市決定）について【付議】
（西宮中央運動公園）

目 次

1. 計画書（案）	P. 1
2. 理由書（案）	P. 2
3. 【参考】変更前後対照表（案）	P. 3
4. 総括図（案）	P. 4
5. 計画図（案）	P. 5
6. 【参考】平面計画図（案）	P. 6
7. 再整備基本計画（素案）に関するパブリックコメントの結果	P. 7
8. 素案閲覧の結果	P. 7
9. 今後のスケジュール（案）	P. 7

計 画 書 (案)

阪神間都市計画公園の変更（西宮市決定）

都市計画公園中 4. 4. 302号西宮中央運動公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
地区公園	4.4.302	西宮中央運動公園	西宮市河原町	約 6.1ha	陸上競技場、体育館、子供の遊び場、多目的広場、エントランス広場、民間施設、駐車場、駐輪場、トイレ、防災備蓄倉庫、四阿、雨水貯留槽等 (区域及び面積の変更)

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

西宮中央運動公園は、南部市街地における貴重な緑の空間であるとともに、隣接する中央体育館・武道館とあわせて、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点であり、また、同公園は地域防災拠点に、中央体育館は避難所にそれぞれ位置付けられ、災害対策活動の拠点にもなっている。

しかしながら、各施設の老朽化が進んでおり、これらの施設の更新が必要となっている。

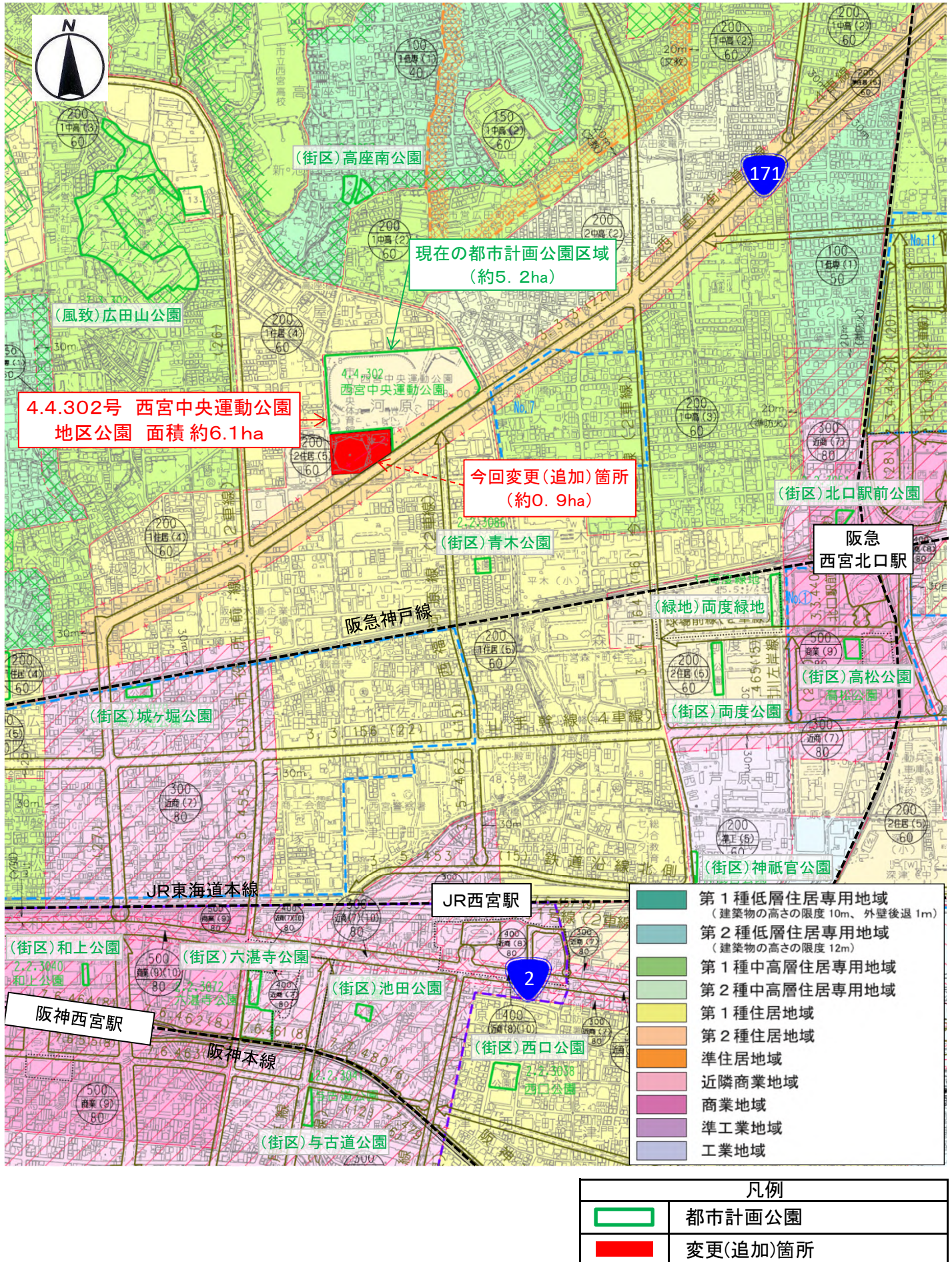
その為、隣接敷地を同公園区域に編入し、敷地の一体利用を図ることで、全面的な施設再編を行い、スポーツ・レクリエーション活動や災害対策活動の拠点機能が充実するよう、本案のように一部区域及び面積を変更する。

変 更 前 後 対 照 表 (案)

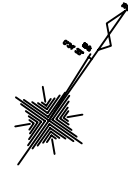
4. 4. 3 0 2 号 西宮中央運動公園

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番 号	公園名			
変更前	地区公園	4.4.302	西宮中央運動公園	西宮市河原町	約 5.2ha	噴水広場、野球場、陸上競技場、庭球練習場、児童コーナー、駐車場、便所
変更後	地区公園	4.4.302	西宮中央運動公園	西宮市河原町	約 6.1ha	陸上競技場、体育館、子供の遊び場、多目的広場、エントランス広場、民間施設、駐車場、駐輪場、トイレ、防災備蓄倉庫、四阿、雨水貯留槽等 (区域及び面積の変更)

4. 4. 302 西宮中央運動公園 総括図 (案) S=nonscale



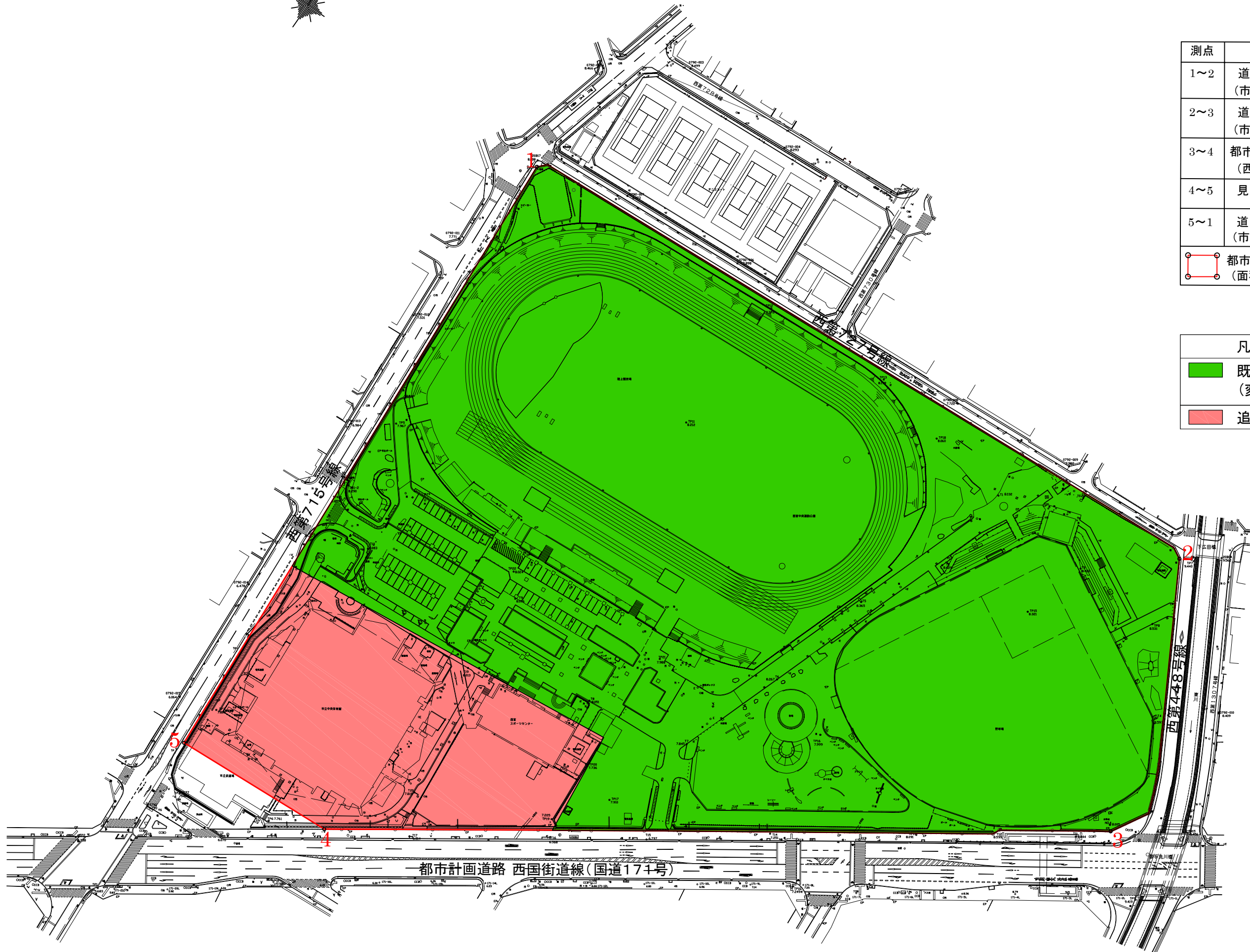
4. 4. 3 0 2 西宮中央運動公園 計画図(案) S=nonscale



測点	境界
1~2	道路界 (市道西727号)
2~3	道路界 (市道西448号)
3~4	都市計画道路界 (西国街道線)
4~5	見通し界
5~1	道路界 (市道西715号)

 都市計画公園区域
(面積約6.1ha)

凡例	
	既決定区域 (変更無し)
	追加



4. 4. 3 0 2 西宮中央運動公園 平面計画図（案） S=nonscale

参考



7. 再整備基本計画（素案）に関するパブリックコメントの結果

「西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備基本計画（素案）」に関するパブリックコメントが、下記の通り実施された。

公園の整備方針や事業手法、公園内の各施設の具体的な整備内容などに関する多数の意見・要望が提出されたが、都市計画公園の区域変更についての意見はなかった。

- ◇ 募集期間：平成30年7月25日（水）～平成30年8月24日（金）
- ◇ 対象：西宮市民、市内在勤者・在学者、市内で活動（営業）している個人・団体
- ◇ 意見書数：94件（53名）

8. 素案閲覧の結果

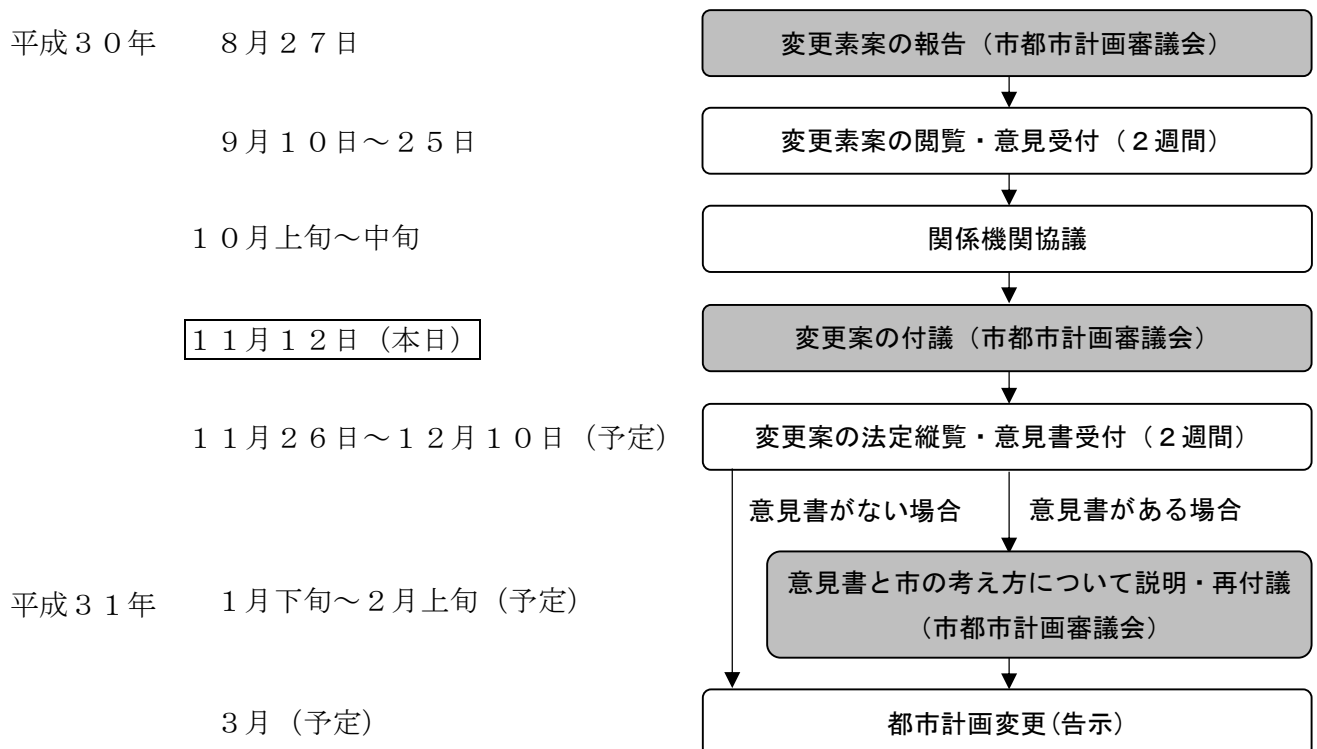
前回の市都市計画審議会（平成30年8月27日）において、都市計画変更の素案について報告した後、2週間の閲覧と意見受付の手続きを行ったところ、下記のとおり結果となった。

- ◇ 閲覧期間：平成30年9月10日（月）～平成30年9月25日（火）
- ◇ 閲覧場所：市都市計画課の執務室窓口
（閲覧図書と同一内容の資料を閲覧期間中、市ホームページでも公開）
- ◇ 閲覧広報：市政ニュース（平成30年9月10日号）
市ホームページ（平成30年9月10日～25日）
- ◇ 閲覧者数：執務室窓口0名
ホームページアクセス数 359名
- ◇ 意見数：0件

9. 今後のスケジュール（案）

本日の付議の後、市政ニュース（11月25日号）と市ホームページで広報した上で、都市計画変更案について2週間（11月26日～12月10日予定）の法定縦覧と意見書の受付を実施する。

意見書の提出があれば、次回の市都市計画審議会（平成31年1月～2月予定）において、意見書に対する市の考え方を報告し、都市計画変更案の再付議を行う予定である。



注）都市計画変更の告示は、西宮市都市公園条例（建ぺい率の上限の変更）の改正後に行う予定